

令和6年度

第402回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。 ただいまから令和6年度第402回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は13名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本総会に欠席の連絡がありますので報告します。12番長谷川亜紀委員、の1名が欠席でございます。 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、11番の島袋貴委員、13番の大城信男委員、よろしくお願いします。 事前現地調査委員は、5番の高宮城実一郎委員、6番仲宗根光夫委員、報告者は6番仲宗根光夫委員にお願いします。 議案第1号、沖縄市農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号 沖縄市農地利用最適化推進委員推薦及び応募の内容を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	農地利用最適化推進委員の募集1名に対し、候補者が2名おります。農地利用最適化推進委員の選考方法について、投票で決定してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全員が賛成でありますので、投票により選考したいと思います。 それでは、沖縄市農業委員会選挙事務取扱規程第2条により、選挙の宣告をいたします。また、同規程第6条第1項及び第2項により、選挙立会人を委員の中から選任しなければなりません。議長が指名してもよろしいでしょうか。お諮りいたします。 (異議なしの声)
議長	それでは、指名致します。 2番仲村学委員、4番岸部忍委員、7番新垣実委員、の3名を指名したいと思います。異議はございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございますので、3名の皆さまよろしくお願いいたします。 それでは、投票を行います。今から、事務局職員が出席委員12名に投票用紙を配付します。選挙立会人の皆さまは、投票箱をご確認ください。 投票のため、休憩いたします。

議長	(休憩) 再開いたします。 投票の洩れはございませんか。 (洩れなしの声)
議長	投票洩れなしと認めます。それでは投票箱を閉鎖します。
議長	これより開票を行いますので、選挙立会人は立会をお願いいたします。
事務局職員	(投票用紙に記載された名前を読み上げ、黒板へ得票数を正の字で記入)
議長	投票用紙と投票箱の中身の確認を再度、お願いいたします。
選挙立会人	(立会人が投票用紙の記載内容と投票箱の中身が空である旨を確認)
議長	開票の結果を報告いたします。 有効票数 11 票、無効票数 1 票、有効票中、仲宗根工さん 5 票、山川宗成さん 6 票、よって山川宗成さんを農地利用最適化推進委員に決定いたしました。 進行いたします。
議長	議案第 2 号 受付番号 1 番から 4 番、農地法第 3 条の規定による許可申請についてですが、受付番号 2 番及び 3 番が議事参与に該当しますので、10 番仲泊元輝委員は退席をお願いいたします。 (10 番仲泊元輝委員退室・退席)
議長	それでは議案第 2 号 受付番号 2 番から 3 番、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号 受付番号 2 番から 3 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	現地調査を 5 番の高宮城実一郎委員、6 番の仲宗根光夫委員 2 名で行っておりますので、調査報告を 6 番仲宗根光夫委員にお願いいたします。
6 番	4 月 22 日月曜日、午後 1 時から午後 3 時 45 分まで 5 番高宮城実一郎委員、6 番私仲宗根光夫、また事務局からは中村主幹と仲村農地係長の 4 名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、高宮城実一郎委員、よろしくお願いいたします。それでは、ご報告いたします。 議案第 2 号、受付番号 2 番、見取図の 2 ページになります。申請地の松本●

	●丁目●●番は、美里中学校の南西に位置し、現況は牧草地でした。３条調査書の報告をします。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第３条第２項第４号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業従事者２名で、年農業従事日数３００日であり、年１５０日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第３条第２項第７号の地域調和ですが、申請者は肉用牛生産者で、申請地は牧草地の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 受付番号３番、見取図の３ページになります。申請地の松本●●丁目●●番は、美里中学校の南西に位置し、現況は牧草地でした。３条調査書の報告をします。農地法第３条第２項第１号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第３条第２項第４号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業従事者２名で、年農業従事日数３００日であり、年１５０日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第３条第２項第７号の地域調和ですが、申請者は肉用牛生産者で、申請地は牧草地の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第２号 受付番号２番から３番について、委員の意見を求めます。 (進行の声)
議長	進行の声がございました。進行いたします。 それでは議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号２番から３番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございました。 議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号２番から３番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第２号、受付番号２番から３番について、許可相当といたします。 それでは、１０番の仲泊元輝委員に入室・着席いただきます。 (１０番仲泊元輝委員入室・着席)

議長	それでは議案第2号 受付番号1番及び4番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号 受付番号1番及び4番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	現地調査を5番の高宮城実一郎委員、6番の仲宗根光夫委員2名で行っておりますので、調査報告を6番仲宗根光夫委員にお願いいたします。
6番	議案第2号、受付番号1番、見取図の1ページになります。申請地の胡屋●●丁目●●番は、沖縄こどもの国の東に位置し、現況は畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数300日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはバナナ、ミニトマト、ゴーヤー、春菊などを予定しており、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 受付番号4番、見取図の4ページになります。申請地の池原●●丁目●●番は、池原市営団地の北に位置し、現況は牧草地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請者は肉用山羊の生産を予定しており、申請地は牧草地の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第2号 受付番号1番及び4番について、委員の意見を求めます。 (進行の声)
議長	進行の声がございました。進行いたします。 それでは議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番及び4番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございました。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について

	て、受付番号 1 番及び 4 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第 1 号受付番号 1 番及び 4 番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第 3 号受付番号 1 番から 2 番、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします
事務局	議案第 3 号 受付番号 1 番から 2 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	議案第 3 号につきましても現地調査が行われておりますので、6 番仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
6 番	議案第 3 号、受付番号 1 番、見取図の 5 ページになります。申請地は高原十字路の北に位置し、現況は整備工場等が建てられていました。農地区分は、農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第二種住居地域にあり、第 3 種農地としました。 受付番号 2 番、見取図の 6 ページになります。申請地は美里工業高校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第 4 4 条第 1 号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であり、第 2 種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 議案第 3 号、受付番号 1 番から 2 番について、委員の意見を求めます。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 それでは議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 1 番から 2 番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 1 番から 2 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願い

	いたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第3号、受付番号1番から2番について、許可相当といたします。 進行いたします。
議長	議案第4号受付番号1番から10番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします
事務局	議案第3号 受付番号1番から10番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	議案第3号につきましても現地調査が行われておりますので、6番仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
6番	議案第4号、受付番号1番、見取図の7ページになります。申請地は与儀公民館の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、第3種農地としました。 受付番号2番、見取図の8ページになります。申請地は登川公民館の東に位置し、現況は一部コンテナなどが置かれた更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号3番、見取図の9ページになります。申請地は古謝公民館の南に位置し、現況は一部更地の畑でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、第3種農地としました。 受付番号4番、見取図の10ページになります。申請地は嘉間良公民館の西に位置し、現況は傾斜地のある更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号5番、見取図の11ページになります。申請地は古謝公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号6番、見取図の12ページになります。申請地は古謝公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

	受付番号 7 番、見取図の 13 ページになります。申請地は桃原公民館の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。 受付番号 8 番、見取図の 14 ページになります。申請地は登川公民館の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第 44 条第 1 号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であり、第 2 種農地としました。 受付番号 9 番、見取図の 15 ページになります。申請地は美東小学校の南西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。 受付番号 10 番、見取図の 16 ページになります。申請地は北中城高校の北に位置し、現況は一部更地の雑草地でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第 4 号、受付番号 1 番から 10 番について、委員の意見を求めます。1 番 島袋孝栄委員。
1 番	受付番号 10 番について、始末書が提出されていないとなると継続審議となるのではないのでしょうか。
事務局	現地調査時に高宮城実一郎委員と仲宗根光夫委員より始末書を徴収すべきとの意見があったため、申請者へ提出を求め、収受しております。
議長	よろしいでしょうか。 他に意見はございますか。7 番 新垣実委員。
7 番	議案第 4 号 受付番号 6 番と 7 番についてですが、見取図が同じなので墓の配置関係がよくわかりません。
6 番	(6 番 仲宗根光夫委員が見取図に位置関係を示し、説明)
議長	よろしいでしょうか。 他に意見はございますか。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 それでは議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意

	見について、受付番号 1 番から 10 番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声) 議長 異議なしの声がございます。 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 1 番から 10 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第 3 号、受付番号 1 番から 10 番について、許可相当といたします。 進行いたします。
議長	議案第 5 号、受付番号 1 番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借でございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号 受付番号 1 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	議案第 5 号につきましても現地調査が行われておりますので、6 番仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
6 番	ご報告いたします。 議案第 5 号、受付番号 1 番、見取図の 17 ページになります。申請地は北米土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の西に位置し、現況は畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 10 条に規定する、別紙 9 の第 2 の 2 に該当すると判断しました。 以上です。
議長	ただいま、事務局説明と現地調査報告がございました。 議案第 5 号、受付番号 1 番について、委員の意見を求めます。1 番島袋孝栄委員。
1 番	作目が野菜とあるが、何を栽培するのでしょうか。
事務局	オクラとヘチマと伺っております。
6 番	(6 番仲宗根光夫委員より、カボチャの補足意見あり)

議長	よろしいでしょうか。 他に意見はございますか。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、受付番号1番を承認とすることに異議はございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 進行いたします。 議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、受付番号1番を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が承認することに賛成でありますので議案第5号、受付番号1番沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4項第1項第1号に該当することとし、承認いたします。 進行いたします。
議長	議案第1号から第5号までのご審議、大変お疲れ様でした。 これをもちまして、令和6年度第402回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和6年 4月 25日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

11番 島袋 貴 

13番 大城 信男 